

「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
洋上風力促進ワーキンググループ」
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」
合同会議（第5回）

令和2年4月3日

○清水新エネルギー課長

定刻になりましたので「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」第5回合同会議を開催いたします。

皆さま方におかれましては本日ご多用中の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

議事に入る前に、本日は合同会議開催にあたって、新型コロナウイルス感染症対策についてご説明をさせていただきたいと思います。

本日は現下の情勢を踏まえまして、スカイプでのご参加の併用という形にさせていただいておりまして、一部の委員、それからオブザーバーの方につきましては、スカイプより御参加という形にさせていただいている。

また、こちらの会場につきましても、出席者の間の座席間の距離の確保及び会場入り口でのアルコール消毒液による殺菌、それから会場の窓の開放といった対策を講じた上で開催させていただきたいと思っております。

スカイプで参加される委員の先生方、オブザーバーの皆様方につきましては、前方のスクリーンに表示されております。リアルタイムに音声のやり取りができるようになってございます。スカイプで参加される委員の方に音声がきちんと伝わるように、会議室にいらっしゃる皆様方におかれましては、お名前をおっしゃっていただき、通常よりも大きめの声で御発言いただけますと助かります。

また、スカイプでの会議の運営ということで、正直、我々としても、この審議会の運営としては初めての取組みでございまして、幾つかそういう意味で不都合ある点もあるかと

思いますが、現下の状況、その中で政策を進めていくという趣旨に鑑みて御理解いただければと思います。

スカイプで御出席いただいている委員の皆様方につきましては、運営のルールということでお願いがございます。まず1点目でございますが、委員の皆様方におかれましては、御発言時以外についてはビデオを基本的には停止状態にしていただき、特に音声については、これはミュート状態にしていただきますようお願いいたします。続きまして、御発言を希望される際には、スカイプのコメント欄のほうにお名前と御発言を御希望される旨を御入力いただければ幸いに存じます。その情報を拾いまして、我々のほうから座長のほうに御発言を希望されている旨をおつなぎしたいと思います。続きまして、資料の操作、こちらにつきましては事務局のほうで一元的に行いますので、前方のスクリーンに映る資料のことでございますが、御発言の方におかれましては、「何ページですが」といったような形で、ページが分かる形で御発言いただけますと幸いです。4点目に、御発言の際に通信状態を確認させていただきたいと思います。こちらのほうで音声が聞こえていることを確認した上で御発言いただくということで、「御発言ください」と座長のほうから言っていただいた上で、先生方におかれましては、「聞こえていますか」ということの確認を一旦していただけだとありがたく存じます。それから、5点目に、事前の準備はしてございますが、どうしても通信のトラブルといったことも懸念されるところでございますので、そういった場合には、事前にお伝えしております事務局のほうの連絡のほうにメールを入れていただけますようお願いいたします。その上で、事務局のほうから至急対応しまして、必要に応じて連絡をさせていただければと思ってございます。

それでは、中身のほう、議事のほうに入っていきたいと思っております。昨年の本合同会議におきまして、促進区域の指定、それから公募による事業者選定といったことに関しまして中間整理を行いまして、これを踏まえまして、経済産業省と国土交通省では、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定のガイドラインというガイドラインと、それから一般海域における占用公募制度の運用指針ということで、ガイドラインと運用指針というものを作成しているところでございます。このガイドラインを踏まえまして、促進区域の指定の調整ということを昨年度来、進めているところでございます。具体的に、長崎県五島市沖の一般海域につきましては、こちら、地元関係者を含む協議会での意見を取りまとめたことを踏まえまして、昨年の12月27日に促進区域として指定したところでございます。今後、運用指針に従いまして、当該長崎県五島市沖の促進区域に係る公募

占用指針というものを定めていくということになります。そのため、本日の合同会議では、事業者等との意見交換等も踏まえまして、長崎県五島市沖の公募占用指針というのを作成していくという中で、追加での御議論いただきたい事項につきまして、事務局からも案を提示した上で、専門的、技術的な観点から御意見を賜りたく存じます。

それでは、これから議事進行につきましては、経済産業省のワーキンググループ及び国土交通省の小委員会を代表して、牛山座長に議事進行をお願いすることとします。

では、座長、お願いいいたします。

○牛山座長

皆さん、こんにちは。それでは、ただいまから第5回の合同会議を始めたいと思います。

本日の合同会議の一般傍聴につきましては、コロナウイルスの対策に伴う政府の対応方針を踏まえまして、また、より広く傍聴いただくということで、それを狙いとしまして、インターネット中継による視聴のみ行うということにしております。

それでは、最初に資料の確認をしていただきましょう。本日は五島市沖の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に係る公募占用指針の作成につきまして御議論いただくことになっておりますが、まず、事務局のほうから、本日の資料についての御説明、お願いいいたします。

○清水新エネルギー課長

お手元のほうにお配りさせていただいております「配付資料一覧」のところにありますとおり、「配付資料一覧」あるかと思いますが、議事次第、それから委員名簿、それから座席表、それから、資料といたしましては、「長崎県五島市沖の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に係る公募占用指針について」ということで、パワーポイントの資料が1つとなってございます。

○牛山座長

ありがとうございます。

それでは、プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきまして、傍聴は可能でございますので、引き続き傍聴される方は御着席のほど、お願いいいたしたいと思います。

それでは、議事に入ってまいります。まず、資料につきまして、事務局のほうから御説

明をお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

それでは、資料1に基づきまして、事務局のほうから説明させていただきます。中身に応じまして、私のほうから、それから国土交通省の松良海洋・環境課長のほうから、分担して説明させていただければと思います。冒頭、表紙のところから7ページ辺りのところまで、まず私のほうから説明させていただきます。

資料のほう、めくっていただきまして、1ページ目のところ以降でございますが、まず、「本日ご議論いただきたい内容について」でございます。全体像でございますが、先ほど冒頭御説明させていただきましたとおり、昨年、本合同会議におきまして、ガイドライン、それから運用指針というものを御作成いただいているところでございます。これを踏まえて、長崎県五島市沖が促進区域として指定されているという中で、こちらのほうの公募占用指針を定めていくという流れになってございます。この1ページ目の下半分のところに法律の第13条第2項というところを抜粋してございますが、この1号から16号といったものを盛り込んだ形の公募占用指針というものを定めるということに法律上なってございます。このうち青い部分、1号及び4から10号といったところについては、これは特に価格に関するところを中心に、こちらについては調達価格等算定委員会において意見をお聴きした上で決めるとなってございます。一方で、第15号、評価の基準といったところについては、これは法律上も学識経験者の意見を聴いて作成するとなってございます。この第15号及び残りの赤いところでございますが、その他の部分についても、昨年の議論を少し深掘りして、より詳細に御議論いただく必要がある部分について本日お諮りさせていただくということで、特に11、12、15、16といったところについて御議論いただければという立てつけでございます。

2ページ目のところは全体の法律の流れでございまして、左から2番目、赤いところの「促進区域の指定」といったところが済みまして、次、「公募占用指針の作成」というプロセスに入るという流れでございます。

3ページ目のところは、その詳細でございますので、割愛させていただきます。

4ページ目のところで、現在の法律の施行状況というところでございますが、「促進区域の指定に係る現状」とということで、昨年の7月に国のほうから、11の区域が既に一定の準備が進んでいると。このうち4区域については、「有望な区域」ということで整理させて

いただいたところでございます。この4区域につきましては、秋田県の2カ所、それから千葉県、それから長崎県の計4カ所については、秋以降、協議会を順次開催しているところでございます。この中で、日本地図の下のところでございますが、長崎県五島市沖につきましては、11月25日の協議会で意見が取りまとまりまして、27日に促進区域の指定といったところになったところでございます。

めくっていただきまして、5ページ目のところでございますが、長崎県五島市沖における協議会のところでの意見の概要等でございます。まず、上半分で促進区域の範囲ということで、一番右上に広域図ということでございますが、この五島列島の沖のところというところで、面積約2,700ヘクタールといったところが促進区域の範囲ということでございます。それから、秋以降、地元で開催されました協議会の意見取りまとめということで、5ページ目の下半分のところで、全体理念、それから、地域や漁業との共存や漁業影響調査、そのほか設置位置や建設等々の留意点といったようなことで意見が取りまとまっておりまして、こうした意見にしっかりと、留意点に留意していただければ、事業を進め問題はないといったような形での意見が取りまとまっているところでございます。

6ページ目のところは今の位置づけでございますが、促進区域の指定が終わりました後に、まさにこの公募占用指針の策定といったところで、評価基準について学識経験者の意見聴取といったようなところで、こういった部分について本日御議論いただければと思っているところでございます。

続いて、7ページ目のところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、価格等の部分については調達価格等算定委員会の意見を聞くとなってございまして、こちらは既に実施済みでございます。その結果の概要について、本日の議論の前提として共有させていただきます。まず、第1号ということで、発電設備区分といったことについては、これは当該区域の状況も踏まえまして、これは浮体式の洋上風力ということになります。続きまして、出力の量、こちらにつきましては、系統の確保状況等々も踏まえまして、最大受電電力は2.1万キロワットを限度ということにしつつ、出力の上限というのは設定しないが、下限については、これはこの系統を最大限生かすという観点からも、下限として、20%を減じた1.68万キロワットというものを下限とするとなってございます。それから、参加者の資格といったことについてでございますが、こちらは昨年、まさに合同審議会のところで参加資格ということを御議論いただいたところでございます。基本、そのところで決めていただいたものを踏まえて設定するという結論になってございます。続いて、

4点目で、保証金の額、それから、その期限といったところに関する事項というところでございます。こちらにつきましては、太陽光発電について今現在、日本でも入札を行っているところでございます。また、海外においての洋上風力の現状、こういったことも踏まえまして、3段階に分けて、公募参加時に納付する1次保証金、それから選定後に納付する2次保証金、それから、選定後12カ月以内に納付する3次保証金と、3段階ということで、それぞれ記載のとおりの額の保証金を入れていただくという流れになります。続きまして、供給価格の上限ということでございますが、こちらは浮体式洋上風力ということで、上限額は36円／kWhということで、価格については、これは固定といった形での競争をしていただくという形になります。調達期間につきましては20年間ということでございますが、同時に、8年を上限に公募の参加者が事業開始日というものを定めていただくというところで、この事業開始日を定めたところから運転開始期限といたしまして、そこから20年間といったような流れになるということでございます。それから、最後に、認定の申請の期限を1年とするといったようなことを決めているところでございます。

次のページで、追加的に御議論いただきたい事項ということで、先ほど申し上げました11号、12号、15号、16号と、主に4点ございまして、1点目が港湾、それから2つ目に撤去に関する事項、それから3点目に評価の基準について、それから、4点目には其他必要な事項ということでございます。まず、この11号・12号関係のところにつきまして、国土交通省、松良海洋・環境課長のほうから、この後、続いて御説明いただければと思っております。

○松良海洋・環境課長

国土交通省港湾局の松良でございます。

お手元の資料の9ページ目をお開きください。第11号関係で、「促進区域と一体的に利用される港湾に関する事項」のところの御説明を申し上げます。本件、五島市沖の促進区域を指定する際には、当該区域と一体的に利用される港湾といたしまして、重要港湾の福江港を位置づけております。その港湾内の利用上の埠頭といたしましては、大津埠頭というものを想定しているということでございまして、これらを公募占用指針に記載するということを考えております。福江港につきましては、今回の浮体式の事業の規模、それから必要な広さ、地耐力等々、こういったものを有する埠頭が既にあるということ、それから、促進区域から最も近い港湾であるということでありまして、福江港を一体的に利用される

港湾として位置づけているわけでございます。2ポツ目のところでございますけれども、公募占用計画の建設スケジュール自体の実現性をきちっと確保していくという観点で、まず公募に先立ちまして、港湾管理者、この場合、長崎県でございますけれども、こちらに対しまして、港湾施設の利用スケジュールを応募事業者の方から通知していただいて、利用可能であることを確認するということを公募占用指針の中に記載してはどうかと考えております。その後、事業者が選定された後は、直ちに港湾管理条例に基づきます使用許可の申請を行っていただきまして、速やかに許可を受けて事業促進に入っていただくということも併せて明記してはどうかと考えております。なお、港湾内での事業でございますので、周辺環境、地域に騒音等の影響が出ないように、良好な環境の形成にも配慮するということも併せて記載してはどうかと考えております。具体的な使用料等々につきましては、下の表と図等に書いているとおりでございます。

続きまして、12号関係でございます。

11ページをご覧いただければと思います。撤去に関する事項でございます。占用公募制度の運用指針におきましては、撤去につきましては、第三者による保証などを含めて義務づけをするということにしておるわけでございます。具体的な方法、それから保証の額、保証の開始時期につきましては、個別の案件ごと、公募占用指針において定めるとしておりますので、今回、その点につきまして御説明を申し上げたいと思います。全体でいくと4点ほどございます。1つ目が撤去の方法、2つ目が撤去の担保方法、3つ目が保証額、4点目が保証の開始の時期ということになります。

まず初め、1点目、撤去の方法でございますけれども、洋上風力発電につきましては、原則的に撤去の際は原状回復を原則とするというところを明記していきたいと考えております。これが1点目でございます。

2点目、撤去の担保方法でございますけれども、第三者による保証が必要ということを考えておりますので、例えば金融機関の保証状の差し入れ、それから、倒産時にも隔離が可能で、撤去費用以外に使えない口座というものにおける積立て、これを必要としてはどうかと考えております。当然、両方併せて合計の保証額になっていればいいという考え方でございます。

3点目、保証の額でございます。FITの調達価格の算定の際には、資本費の5%を撤去費用として計上されているところであります。他方で、海外等、船級協会等の試算によりますと、着床式の場合は海洋における施工費の70%が撤去費用に当たるんじゃないかな

といったような考え方もあると聞いております。他方、今回の浮体式につきましては、まだまだ欧州等におきましても実証段階でありまして、撤去の実績がないということを考えますと、一律、国で撤去費用を決めるということはなかなか困難な状況であるということございます。したがいまして、今回、撤去に係ります撤去額につきましては、各事業者さんが算出された額を保証額とするということにいたしまして、その際の算出根拠、額をおのおの評価の対象にすることとしてはどうかと考えております。なお、額につきましては、過剰に低い撤去費用を出してくるような事業者さんがおられるということも可能性としてはございますので、そうした事業者さんを防止するという観点で、下限を設定してはどうかと考えております。この下限値につきましては、既存のF I T制度の中の資本費の5%を下限値としてはどうかと考えているところでございます。

それから、最後の4点目でございます。保証の開始時期でございますけれども、洋上風力発電の着工に当たりまして、3点ほどの考え方方がございます。1つはまず、建設時におきまして、建設完了までの資金確保の見通しが立ってから建設は開始されるだろうという点。それから2点目は、これは再エネ海域利用法の20条で、事業の承継自体が制度上、可能であるという点でございます。それから、3点目、調達価格等算定委員会におかれまして、確実な事業実施を担保するという観点で、事業者の選定後、運転開始までの間、第3次保証といたしまして、1キロワット当たり1万3,000円の保証金を求めることがされております。したがいまして、事業着手後、運転開始前までに事業者さんが事業をできなくなるという可能性は、蓋然性はそんなに高くないのではないかということもございますので、保証の開始日につきましては、運転開始日、すなわち再生可能エネルギー電気を供給する開始日からを対象としてはどうかと今考えているところでございます。

以上、11号、12号の関係の御説明は以上でございます。

○清水新エネルギー課長

続きまして、経済産業省、清水のほうから、第15号関係、評価の基準についてというところを続いて説明したいと思います。

ページ、進みまして、14ページ目、「第15号関係 評価の基準について」ということで、PDFでいうと15ページ目になるんじゃないかなと思いますが、「基本的な考え方」というところのページでございます。まず、本合同会議の中間整理、昨年の中間整理におきまして、評価の配点については、原則として、下記のような評価方法によることが適切と

したということで、価格、それから事業実現に関する要素といったようなところでございます。こちらにつきまして、長崎県五島市沖に係る公募の評価基準といったことについても、これは公平性・公正性といったことも考慮した観点から、この原則というものに従つて、この運用指針で定めた評価の基準というものをそのまま採用してはどうかということをございます。その上で、本日、補足的に定める必要がある事項について御議論いただければと思っております。まず、この中の価格のところでございますが、第55回の調達価格等算定委員会におきまして、先ほど申し上げましたとおり、これは浮体式洋上風力であるということを踏まえまして、価格については調達価格36円プラス税ということで決まっております。このため、4つ目のポツのところでございますが、今回の長崎県五島市沖における公募につきましては、価格による競争といったことは実施せず、事業実現の可能性に関する要素といったところに基づきまして事業者を選定するというふうにすることとなります。つきましては、技術的には、価格は全ての事業者を120点といたしまして、事業の実現性に係る要素といったことを踏まえた総合判断をするという形になります。

めくっていただきまして、15ページ目、16ページ目のところでございますが、「事業実現性に関する評価項目」ということで、こちらも昨年の運用指針のところに定められているものでございまして、基本的には、こちらのほうの基本型に沿った形での評価を実施していただくことでどうかと考えているところでございます。この中で赤く四角囲いしているところの事業実施実績というところ、それからもう一個、安定的な電力供給のところで、特にサプライチェーン形成計画といった部分につきまして、例えば実績といったものについて、具体的に誰のどういうものが実績の対象となるのかといったことも含めて、深掘りした議論を少し頂ければ幸いということで整理させていただいているところでございます。

進みまして、17ページ目のところで、「配点」というところでございますが、この配点といったところについても、同様に昨年の運用指針に沿った配点ということでどうかというような案でございます。

今申し上げました、深掘りして御議論いただきたい2点というところが18ページ目以降のところでございます。18ページ目のところで、まず事業実施の実績の評価の方法といったところのポイントでございます。この実績といったものについてどのように考えていくのかということで、最初のポツでございますが、現時点では国内における洋上風力発電者の実績というものがほぼ存在していないといったような中でどのように考えていくの

かというところでございます。

幾つかのポイントがございますが、まず1点目に、評価する実績の対象といったところの論点が最初の点でございます。洋上風力発電事業といったものがいろいろなプロセスがある中で、その役割を3つに大きく分類しますと、1つ目に風車の設置という点、それから2つ目に海洋土木工事という観点、それから3点目に風力発電事業の運営といったような点の3つに分解して、これらの3つのところについて実績があるかということを評価してはどうかというところで、まず、この分類の構成でございます。この3つの部分の評価、それぞれに当たって、誰の実績を評価していくのかというときに、アとございますが、本事業を実施・管理する企業、これを事業実施企業と名づけておりますが、事業実施企業。それから、EPCを実施する企業ということでEPC実施企業ということでございまして、それぞれについて、いろいろな形での参画があり得るということで、この事業実施企業、それからEPC実施企業といったものの実績を評価することとしてはどうかということをございます。4つ目のポツのところでございますが、このうち、事業実施企業というのは、当然、その意味では事業に参加される企業になりますが、EPCの企業といったところについては、これは公募段階では必ずしも確定していないといったような状況もあるかと思います。そのため、その時点では候補者として関心表明書を提出している企業ということで、こういった企業の実績を確認するというような形も可能としてはどうかという案にしてはどうかという案でございます。一方で、そこで選んだ企業については評価するということになりますので、実際、選定後に全然違う企業となりますと、この評価といったものと実際の事業が一致しないことになります。そのため、事業者選定後の協力企業の変更といったことは、これは可能な限り避けていくべきではないかということで、協力企業については、これは公募段階では必ずしも決まっていないということで、複数の候補を示していただくことは、これは可能としつつ、ただ、選定後には、その中から選んでいただくというような仕組みにしてはどうかという形で考えているところでございます。その際、複数の候補者がいらっしゃいますので、評価に当たっては、その中のどなたが採られても担保されるというところで、最も評価が低い企業の実績を評価の対象とするというような形でございます。それから、最後のポツのところでございますが、これもまた、公募の前後のタイミングでコンソーシアムをつくる、もしくはSPCを設立するといったような形で、いろいろな形での事業の関わり方があるかと思います。その際に、事業体として公募に参加する場合には、SPCそのものについては、その時点では何ら実績がないというような

状況になりますので、こうした事業体の議決権を有する企業（親会社）についても、この親会社を事業実施企業といったような形で位置づけて、その事業体の実績を確認することも可能というような仕組みにしてはどうかという点についても補足的に説明させていただいているところでございます。以上までのところが、どういったことを評価する実績の対象にするかというところでございます。

めくっていただきまして、19ページ目で、2つ目の論点といたしまして、過去のどういう実績を評価するべきかというのが2点目の論点でございます。こちらにつきましては、「以下の視点を基本として」というところで始まる文章でございますが、下に載せております1、2、3といったようなものをしっかりと満たす場合を高い評価として扱い、そうでない場合には、代替可能となるようなものがあるかといったようなものを含めて、こうした視点にどれだけ近いかといったような観点で評価してはどうかということでございます。1点目のポイントですが、まず、その実績というものが国内の実績であるかなども含めて、我が国の自然とか社会状況等も踏まえたような実績であるかという点。海洋土木工事について言うと、そういう意味では、航路や漁業等との利用調整を行ったような実績があるかないかといったようなことも含めて評価するというのが1点目のポイントでございます。それから、2つ目に、事業の内容といたしまして、設備の仕様とか規模、それから、この事業で担う役割といったような観点から、本公募に係る事業に照らして、親和性がどの程度高いかというようなポイント。※のところでございますが、本事業は2.1万キロワットを基本とした浮体式の洋上風力ということで、同規模以上であるか、それから浮体式であるかといったような点も見ながら評価していくというところでございますし、当然、まだまだこういった実績も限られているところでございますので、こうした実績がない場合には、風車の設置の場合においては着床式だとか陸上といったような風車、それから海洋土木工事においてはその他の用途の浮体式構造物の実績など、親和性の高さといったことに応じながら相対的に評価していってはどうかという点。それから、構成企業で役割を分担することになると思いますが、その場合、その事業者が担う役割といったものに応じた実績となっているかといったような点も見るということで、まとめますと、やはり本事業と照らして、どれだけ親和性が高いかという観点から相対的な評価をしていくと。それから、3点目に、親会社や子会社じゃなくて、自らの実績であるか。逆に、そういうことが難しい場合は、実態上、これと同等と言えるといったような根拠、論理的な部分があるかといったようなところを見てはどうかという案でございます。

それから、次に、評価の対象となり得るものというところでございます。どういうふうな関わり方をした場合のものが、それが実績とみなされるかというところでございます。こちらは、過去のほかのプロジェクトにおける出資をしているか否かとか、人を派遣しているか否かとか、いろいろな形の関わり方があると思いますので、出資比率だけではなくて、その事業での実質的な役割やその実績の本事業における活用方法といったようなことを見ていくということでございます。親会社の実績であっても、そういう意味では人的体制とか情報共有体制とか、いろいろな形で、それが同等だということであれば、それに応じて親和性を評価していくというような形にしてはどうかということでございます。

最後に、失格要件というところでございますが、先ほど申し上げました3つの固まり、風車の設置、海洋土木工事、それから発電事業の運営と、この3つ、どれを欠いても本事業というのはうまくいかないものでございますので、どれか1つでも実績に近いと言えるものがないということであれば、これは当該チームは失格としてはどうかという案で提示させていただいているところでございます。

20ページ目は参考でございます。今申し上げたところの概略図でございますが、一番上のところで、固まり、①風車の設置、②海洋土木工事、③風力発電事業の運営と大きなカテゴリーがございまして、事業実施企業とEPC実施企業といったような固まりになるというところでございます。「補足」といったところで少しだけ補足させていただきますが、まず事業実施企業、上の赤い字の固まりのところの「補足」でございますが、こちらについては、公募時点で確定している必要があるということで、チームのメンバーということでございます。複数の役割を1社が担うということも可能でございます。それから、ほかのチーム、コンソーシアムに重複して参加することは不可であるということ。それから、原則、全ての事業実施企業がこの参加資格を満たす必要があるというのが上の固まり。下の固まりにつきましては、同じく「補足」というところでございますが、公募時点で、先ほど申し上げましたとおり、候補として記載することも可能ということでございますし、こうした協力企業については、一番下のところでございますが、重複していろいろなコンソーシアムの協力企業となるといったようなことも可能といったような形でのグラデーションをつけて評価の固まりにしてはどうかということでございます。

長くなつて恐縮でございますが、続きまして、21ページのところで、サプライチェーン形成計画というところの評価のところでございます。こちらも昨年の合同会議のほうのまとめていただいたところで出てきているところでございますが、サプライチェーン形成

計画といったものを、具体的にどういった内容のことを記載してもらうかという補足的なところを御議論いただきたいというペーパーでございます。

サプライチェーン形成計画に記載すべき事項というところで固まりがございますが、どういったことを掲載していくのかということでございますけれども、大きくア、イということで、電力の安定供給の観点、それから将来的な電力価格低減の観点といった項目で、このサプライチェーン形成計画というものがもともと記載されてございます。この電力の安定供給の観点といったところについて記載すべき事項といたしまして、例えば故障や有事等の際にどの程度迅速に部品の調達が可能かどうかということ。それから、サプライチェーンを多様化・複線化するなど、その強靭化にどのように取り組んでいるか。それから、部品メーカーとの提携を含め、事業実施地域である日本の自然環境等に応じた技術開発を行う体制を構築しているかといったような点から、電力の安定供給の観点を確認してはどうかという点。それから、将来的な電力価格低減の観点というところでは、新規参入を阻害せず、いろいろな形での競争を促すような環境を確保しているか。それから、輸送コストの低減といったことも含めて、既存サプライチェーンの見直し、それから将来的なコスト低減といったような動学的な取組を行っているかどうか。それから、部品メーカーとの提携を含めて、技術開発といったことを含めたコスト低減の体制を構築しているかといったような点を評価するということを事前に明示することで、適正な競争をしていただければということの案でございます。

それから、サプライチェーンとして扱う範囲といたしましては、これは安定供給に当たっては、ハード面、ソフト面、双方が重要になってきますので、双方を評価することとしてはどうかという点。

それから、最後のところで、計画の変更といったところについては、これは後々も出てきますが、公募占用計画の変更というのは、法律上の第18条第2項というところで、公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれるか、それから、やむを得ない状況であるかといったことであれば認めるといったようなルールになってございますので、こういった観点で審査した上で、適切な水準であるかどうかを判断するというようなことを前提に、公募段階では、形成計画が確定していない場合については、どのような考え方で形成するということの予定を記載してもらうというような形にしてはどうかということで案を提示させていただいております。

続きまして、その他必要な事項についてというか、その他の部分で、第16号関係とい

うところでございますが、占用料につきましては、松良海洋・環境課長のほうから御説明いただければと思います。

○松良海洋・環境課長

港湾局の松良でございます。

23ページ目のところの一般海域の占用料についてということであります。再エネ海域利用法に基づく促進区域内の発電設備等の占用料につきましては、この資料の真ん中のところに再エネ海域利用法の施行規則の第2条を掲載させていただいておりますけれども、「占用料又は土砂採取料は、近傍類地の地代又は近傍類地における土砂採取料等を考慮して国土交通大臣が定めるもの」と位置づけられているところでございます。したがいまして、基本的には近傍類地の占用料を参考にして適宜設定するということでありますし、ただし、特に公益上必要なものがあるという場合は、減額することもあり得るということにしております。具体的に今回の長崎県五島市沖につきましては、長崎県におかれまして、平成29年度に条例に基づきまして洋上風力発電施設の占用料を設定されております。設定の根拠といたしましては、県内全市町の土地に係る固定資産の平均価格、これに県の公有財産の使用許可率を乗じて算出しておられまして、一番下の表のところにございますとおり、年間で平米当たり100円、発電施設という適用区分でお考えになっておられるということです。

以上でございます。

○清水新エネルギー課長

続きまして、残り2つ、その他の論点ということで、私のほうから説明させていただきます。

まず1点目に、24ページのところでございますが、「地元関係者との接触」というところの部分でございます。この24ページの一番上のところのポツでございますが、昨年の運用指針におきまして、公募の開始から終了までの間、公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害するような事業者による地元関係者との接触を行った場合は、公募への参加を認めないこととしております。この公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害するような接触といったものが具体的にどのようなものなのかというところについて、補足的な説明をさせていただくというものでございます。

具体的な例というところでございますが、「例えば」ということで、以下のような行為については、これは公平性、透明性及び競争性を阻害するような地元関係者との接触ということではないかということで、地元関係者から他社の情報を聞き出す行為、それから、自らに有利となるような都道府県への陳情を地元関係者に依頼する行為、事業者が地元関係者に公募に関する助言を求めるといったような行為、それから、地元関係者の費用を負担して飲食する行為など地元関係者に便宜を供与する行為、こうしたことについて、公平性、透明性及び競争性を阻害するようなものの例でございます。一方で、海域調査を行うための接触ですとか地元イベントへの単純な参加、それから、協議会等を通じて行う公平性・公正性・透明性を確保しながらの接触といったようなものについては、これだけをもって、公募による公平性等を阻害するものではないということで、これは問題がないというような整理にしてはどうかということで、あくまで例示ということでございますが、こういった例を中心に、公平性・透明性・競争性を阻害するかどうかということを実質的に見ていくというようなことでございます。

それから、地元関係者とは誰なのかというところの範囲というところでございますが、これは原則といたしまして、官公庁関係や外部有識者を除いた協議会の構成員、それから、協議会の構成員となっている団体の構成員という者が該当するとしてはどうかということ。「なお」というところでございますが、それ以外の者との接触であっても、そこを迂回しながら、その者を通じて、都道府県に対して有利となるような働きかけを行うといったような場合も含めて、明らかに公平性、透明性及び競争性を阻害するといったような場合については、これに該当するというようなことで補足的に具体化してはどうかというのが案でございます。

一番最後、25ページ目のところで、「構成企業の株式譲渡について」という点の論点でございます。これは事業を動かし始めた後の株式譲渡ということで、将来の話ではございますが、公募に当たってのチームの組成といったようなところで、どういうルールなのかということを事前に明確化しておくことが競争上重要であるんじゃないいかということで、先に論点として出させていただくものでございます。25ページ目の青い四角囲みの最初のポツのところでございますが、先ほど評価の基準ということで、実績をどう評価するかというところで説明させていただきましたとおり、コンソーシアムやS P Cにおける事業実施企業といったものについての実績を評価していくというような形になってございます。事後的にこうした事業者の議決権がそれ以外の方に移っていくということをして

いくと、この公募選定時の評価といったものが適切なのか、また事業の確実性が担保されるのかといったことが生じ得ます。そのため、こうした譲渡は安易には認めるべきではないというところでございます。一方で、法律のほうでは18条2項というところで、先ほど申し上げましたとおり、公募占用計画といったものの変更、こちらについては、公共の利益の一層の増進に寄与するもの、もしくはやむを得ない事情であるという場合に限って認定されるとなってございます。このため、この議決権の割合といったものを公募占用計画に記載してもらうといったことを通じまして、これの変更といった場合には、今申し上げた2点を中心に確認した上で、適切に事業ができる体制であるかといったことを確認していくということで、個別に判断するようなスキームにしてはどうかということでございます。4つ目のポツのところで、「特に」ということで、慎重な判断をすべきような場合ということでございますが、まず1点目に、議決権が最も大きい企業の変更ということで、ある種主体となる企業さんそのものが替わるようなケース、それから、2つ目に評価していきたいのは事業実施企業というものが脱退するようなケース、それから、3点目に、議決権の譲渡によって、こういった企業の議決権の保有割合が一定規模を下回るような場合といった場合については、事業の確実性への影響が大きいというようなことを含めて、しっかりと見ていく必要があるんじゃないかと考えてございます。今申し上げたポツのところの3点目の点、今、記載ぶりとして、「評価の対象となった事業者による議決権の保有割合」と書かせていただいておりますが、ここはちょっと事務局のほうの修正のものでございまして、評価の対象となった事業者であるか否かというのはなかなか事業者側には分からぬと思いますので、ここも2つ目のところと同様に、事業実施企業の議決権の保有割合が一定規模を下回るといった形で御理解いただければと思います。必要に応じてまた補足させていただきますが、そういうものでございます。この場合の一定規模というものをどう設定するのかというのが※のところでございますが、一定規模というのが、建設工事が終わっているか否かというところが1つの判断のポイントになるのではないかと思いますが、建設工事が完了し、運転が開始された後、事業リスクが低減されるといったことを踏まえますと、運転開始前については、全体の3分の2未満となってしまうような譲渡、それから、運転開始後については、全体の2分の1以下にその事業者の割合がなってしまうような譲渡といったものについては、これはしっかりと問題がないかを確認するというようなことで運用してはどうかということでございます。最後、「ただし」というところでございますが、こういった事業自体の性格を変えかねないような変更以外のものについて

は、これは資本の流動性を高めるということで、資本調達のコストを抑制して、発電コストの低減に資するということで、こういったものについては可能な限り認めていくということも重要ではないかと考えております。そのため、こうしたものに該当しない場合については、これは原則、変更を認めますということを先に明示してはどうかということで、分かりにくくて恐縮でございますが、この4つ目のポツのところにあるような事象が生じるような場合については、これはしっかりと見ていくと。そこまで該当しないような変更といったものについては、これは原則、認めるといったことを明示することで、事業の構成をいろいろな形で柔軟にしやすくしていくという形にしてはどうかということでございます。

最後、26ページ目で、今申し上げたところのイメージ図というか、いろいろな用語が出てきて分かりにくいところがございますので、もう一度確認的に御説明させていただきますと、一番上、赤い四角囲みで、コンソーシアムまたはS P Cということでチームがございまして、その中で代表の企業というものがございまして、残り幾つか、そういう意味で事業を実施していく主体になるような企業、それから、緑色のところで、資本、金融の面からそこに参画していくような投資企業といったようなチームでやられるという中で、その下に協力企業ということで、E P Cとかで協力される企業があるという中で、この代表企業Aというところが入れ替わる、1位の企業が入れ替わるようなケースですとか、事業実施、青い企業がそもそも撤退してしまうようなケース、それから、青い企業の割合が一定未満になるといったようなケースといったものについては、これはしっかりと見ていくというような構成にしてはどうかという内容でございます。

以上、すみません、長くなつて恐縮でございますが、事務局の説明とさせていただきます。

○牛山座長

清水新エネルギー課長、また松良海洋・環境課長、大変ありがとうございました。

それでは、資料について、質疑応答及び自由討議の時間とさせていただきますが、今日は6人の委員の方がこちらに御出席、そして、4人の委員の方はスカイプでの御参加という形になっております。ここで、御意見、御質問のある方は、会場の委員の皆さんにつきましては、従来のように、ネームプレートを立てていただきか、あるいは挙手でもいいんですが、していただき、それから、スカイプでの御参加の4人の委員の皆様には、スカイ

プのコメント欄にお名前と発言を御希望という旨、御入力いただきますと、こちらから指名させていただくという形になります。スカイプの方の場合、御発言のとき以外はビデオを停止状態にしていただき、音声をミュート状態にしていただきますようお願いしたいと思います。

それでは、これから順次、指名させていただきたいと思います。御意見ございましたら、よろしくお願ひいたします。

○原田委員

日本政策投資銀行の原田でございます。よろしくお願ひいたします。幾つか細かい点も含めてあるんですけれども、まず全体的なところから御質問させていただいてもよろしいでしょうか。

まず、こちらの枠組みというか、本日の議論の前提でございますけれども、1ページ目にございますように、「本日ご議論いただきたい内容について」というところですが、今回のこの指針につきましては、対象が浮体式であることが既に決まっている。また、規模といたしましても比較的小さいということで、これは第1号ということで、かなりモデルケースになるというふうに理解しておるんですが、ほかの今後出てくると想定される、着床でより大規模なものと比べると、いろいろな違った特性ないしやり方が必要かと思います。もちろん資料の中でそれが明記されて、本件に限ってはとか、本件に対してはということで明確化している部分もございますが、それ以外の部分を含めまして、この指針が今回の五島の浮体のこの規模のものであるからこうなっているんだということ、それか、また逆に、いろいろな今後のものについても共通的に定められるものなのかということを、指針を書かれる際にはぜひ明確化していただきて、議論が混乱しないようにしていただければ大変ありがたいと思っております。まず、全体的なことに対するコメントについては、統きで申し上げたほうがよろしいでしょうか。

次に、撤去に関する事項ということでございまして、撤去につきましては非常に重要な条項でございますし、かつ、欧州のいろいろな国においても必ずしも統一的な制度ではなくて、各国が実情に応じて制度を設けていると理解しております。今回御提案の件については、非常に私としてはリーズナブルかなと思っておりますが、それも第1点目のところにも関係してまいりますけれども、本件、あくまで浮体ということですので、着床の場合はまた違った規模、かつ違ったコストという状況が出てくるのかなと思います。本件につ

きましては、御説明にもございましたように、事例というのがほとんどない中で、こういった下限を設けて、それ以外、下限を超えるもの、それから撤去費の設定について明確な根拠を示すということで、これで私は十分かと思っておりますが、今後、着床になった際には、また違った議論というが必要になるかなと思っております。

1点だけなんですけれども、これはクラリファイというか、確認させていただきたいんですが、11ページの下から3行目のところ、「公募運転開始時」という用語が出ておりますけれども、これは本格稼働といいますか、FIT適用の日と理解してもよろしいのでしょうかという方が質問でございます。と申しますのは、こういった大規模プラントでは、全ての風車が同時に建ち上がるということではなく、一本一本造っていくことが多いという認識でございますので、その際、既に稼働したものをFIT適用なく売電するというケースも想定されるかと思いますので、確認させていただきたいということでございます。

まだもう一点ちょっとあるんですけども、よろしいですか、続けて。

○牛山座長

はい、どうぞ。

○原田委員

それから、評価の基準についてということなんですが、これも恐らく今回、浮体のこの事業ということと今後の大規模な着床というのは違った部分も出てくるのかなとは思っておりますので、その確認をさせていただきたいことに加えまして、評価の基準というか、実現性のところで、基本的にはこういった事業主体の企業さんである代表企業、構成企業といった事業実施企業、それから関連する協力企業、投資企業といったところの当初におけるコミットメントの度合いというのは違ったものになってくるかなと考えております。協力企業につきましては、例えばタービンの納入企業であったり建設会社といった、非常に事業そのもののコアになるような会社さんにつきましては、事業実施のキャパシティーでございますとか関心表明の度合いというのは非常にある程度確定たるものをお示しいただく必要があると思いますが、こちらの本日の論点には直接ないかもしれませんけれども、例えば15ページのところで、サプライチェーンの形成計画の場合に、サプライチェーンを今後担っていくような企業の方、それから、例えば私どものような金融ですね。金

融機関として関与していくような者の関心の表明ですとか、事業にその後どういうふうに関わっていくかというコミットメントについては、こちらの協力企業と当然濃淡があつてしかるべきかなと思っておりますので、その辺りもちょっと確認させていただきたいと思っております。

すみません、長くなりましたが、以上でございます。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。御指摘のとおりでございまして、正直、本邦初の公募占用指針でもあり、かつ浮体式であるというようなところもあって、今後にもつながる部分であるルールと、それから浮体式であることに伴う部分というのが少し混じっているところではあるかと思います。厳密に切り分けるところもなかなか難しいところもございまして、正直申し上げますと、また今後、着床式の公募占用指針をつくる際に、ここでの議論も参考にしながら、そのまま援用できるよねとか、ここは違うよねという御議論をむしろ着床式の際にさらに深めていただくというところが、この後パブコメ等を通じて事業者さんからも御意見を頂くようなところも踏まえていくことが一番現実的かなと思っているところでございますが、可能な限り、今の時点で分かっている部分についても明示していきたいと思いますし、そういう意味では、さはさりながら、原則でいうと、基本的にはどこの海でやる場合についても、基本的な考え方としては使えるんじゃないかという思いで作成させていただいております。その上で、本件が浮体式であることを踏まえと明示させていただいているところについては、これは本件に伴うところなのかなとは思っておりまして、個別にもしこの部分はどっちなのかというのがございましたら、また追加で御質問いただければと思いますし、いずれにせよ、もう少し指針の中でもそこは意識的に、理解がなるべく進むような工夫をしていきたいと思ってございます。

そことの関係でいきますと、撤去費用のところというのがそういう意味で具体的に御質問いただいたところでございますが、撤去費用のところにつきましては、先ほどの11ページ目の資料のところで書かせていただきましたが、特に保証の額というところで、資本費の5%、この考え方のところについては、これは着床、浮体、共通した考え方で、こういう形にさせていただいております。一方で、保証の額の最初のポツのところにございますが、着床式については、特にヨーロッパを中心に、既に動かしている実績というもの蓄積もございますので、この部分で国際的な認証機関のほうでの海洋における施工費の

70%といった考え方も記載させていただいておりますが、こういったものも活用しながら、もう少し、もう一段深掘った形で決めるもあり得るのかもしれません、そこはまた着床式の御議論を頂くときに向けて、もう少し事務局でよく検討していきたいと思ってございます。その意味で、この部分は、このまま直ちに同じ考え方でやるというふうに今決めているわけではございませんが、もう少し勉強させていただいてやっていくことかなと思っていますが、同時に、今回やらせていただいたように、算出根拠等も出していただきながら、その中で日本としての知見を蓄積していくということもまた大事かなとも思ってございまして、同じようなやり方でやっていくということもまたあるのかなと思ってございます。

それから、3点目に、運転開始のところでございますが、今委員から御質問ありましたように、基本的にはFITの適用というところを運転開始というところで認識していただいて問題ないと理解してございます。

それから、評価の基準のところは、これは正直、まさに評価というものそのものがある種形式的に、Aならオーケー、Bならオーケーということで見ていく部分と、実態的な部分で、まさに説明されている計画のある種の論理的な強さとか整合性といったような部分で見ていくところと、いろいろな部分があると思いますが、正直申し上げると、まさに頂いた計画自体がやはりこの事業に即して適切かどうかといったことを相対的を見ていくしかないのではないかという部分が最後は残るのではないかと思ってございます。ですので、おっしゃるとおり、誰しもがコアと思うところについて、より強固な、まさに体制が整えられているかどうかといったところは当然、評価の中でみんなが見ていくところになりますし、逆に、この部分は今後決めていきますという計画をされているときに、そこ自体が論理的に妥当であれば、その部分について、そこまで定まっていなくても、そのこと自体が直ちにだめというようなことにはならないと思いますので、事務局としては、一応、今の時点での想定できる範囲内でなるべく整理させていただいたつもりでございますが、逆に、この点はもう少し明確にしたほうがいいとか、今の時点でございましたら、いろいろな形で御指摘いただけて、盛り込んでいければと思ってございますが、正直、各参加される事業者さんが、いろいろな形の多分参加の形態があると思いますので、あまり厳密に区切り過ぎると、この場合はうまく定義に当てはまらないとかというふうになるのも、またそれはそれで問題があるのかなということのバランスの中で提示させていただいているものでございます。

私のほうからは以上になります。

○松良海洋・環境課長

港湾局の松良でございます。

撤去に関するところでございますけれども、今清水新エネルギー課長からお答えいただいたとおり、原則どおり、全くそのとおりでございます。補足でございますが、今回、浮体式ということもございますので、撤去に係る大きな部分、技術的な要素の部分というものは、恐らくアンカーとチェーンをどう撤去して、どう処分していくかという形になると思います。着床式の場合、今後どうしていくのかというところは、まさにモノパイルのような巨大な構造物、海中構造物をどうしていくのかという議論は、これからしっかりとやつていかないといけないと思っています。そういう意味で申しますと、この指針の中にどう書き込むかという観点につきましては、例えば安全性であったり経済性であったり、それから、今後出てくるであろう新しい技術開発の進展度合い、そういうものをしっかりと踏まえながら、着床式の場合の撤去をどうしていくかというところを事業者からの御提案の中でしっかりと書いていただくと。そういうところも含めて議論していく、付け加えていくといったことを考えていきたいと思っております。

○原田委員

清水新エネルギー課長のコメントの中で、ちょっともう一回確認でございまして、最後質問させていただいた、いろいろな企業さんのコミットメント度合いのところなんですが、こちらに、LOIを、関心表明をという言葉が出てまいりますけれども、関心表明は結構いろいろございまして、本当に細かい、こういうものをやりますといったようなもの、非常にコミットメントに近いようなものも関心表明という考え方でございますし、また、こういう条件がそろえればぜひやらせてくださいといったような、本当に純粋な関心表明といったようなものもありますので、例えば協力企業の一部、それほど本当のコアでないもの、それからサプライチェーンの一部でありますとか、場合によってはファイナンスとか、今後可変的にいろいろなものが見えてきたところでコミットメントができるような、そういう参加者につきましては非常にかちっとしたものを求めるということではないというような、むしろ、かちっとしたものは本当のコアの事業主体であったりコアのパートだったり、そういうことだというお考えということでおよろしいでしょうか。

○清水新エネルギー課長

まさに御審議いただきながら決めていくところかと思いますが、事務局の考え方といたしましては、途中で申し上げました、まさに公募占用計画を変更していくといったようなところの中であり得るものとして、それがやむを得ない事情なのかといったこととか、公益の増進に資するものなのかといったようなところで、ある種、そういう意味での、その変更が妥当なのかといったところの運用については、そういったことにのっとってやっていくようなことになるんだと思うんですけども、ですので、今おっしゃったところで、コアなものか、そうじゃないのかというところのニュアンスは、またこれが若干人によつて違う部分もあるのかと思いますが、それがコアでないので、ここで載せたところについて、この部分はこういう理由で変更しますということがある種合理的なものであれば、それはそういう形での変更を認めていくということになるのかなと思っています。ただ、そういうものの部分もなかなか分からぬものでございますので、原則としては、18ページ目のところで書かせていただいたとおり、まずLOIを出していただくということと、その中の人から選ばれるということを前提に評価していくという形で、評価の公平性は維持しつつ、この方がこう替わったところで事業の本質として変わらないよということをしっかりと事後的に言っていただいて、それが合理的であれば、それは変更を認めていくというような運用になるのではないかと事務局としては考えているところでございます。

○牛山座長

それでは、手の挙がった順というか、立った順でいきますと、桑原委員ですね、よろしくお願いします。

○桑原委員

桑原です。ありがとうございます。私も何点かコメントさせていただければと思います。
まず、撤去に関するところです。撤去の担保方法のところで、ややテクニカルなですが、方法として、金融機関の保証状の差し入れとエスクローポートの例が挙がっております。
まず、最初の金融機関の保証状の差し入れとの関係では、主債務が何かを明確にするとともに、主債務が確実に発生するように仕組みをつくっていく必要があると思います。再エネ海域利用法24条の監督処分の規定から主債務を持ってくるのだとすると、この主債務

が生じるよう、撤去について、撤去義務をしっかりと負うように許可条件等を工夫する必要があるのではないかと考えます。次に、エスクローについては、日本の実務であまりまだ使われていないということに加え、信託銀行による仕組みを作る場合でも、一旦信託銀行に資金を入れて、それを引き出す仕組みを作るということになると、国側のほうでもその可否を実質的に判断する者が必要になると思います。具体的にどういう条件が満たされれば、信託銀行からの撤去資金の引き出しを認めるのかといったところを誰が判断をするのか、その辺りも国側で仕組みをつくっていく必要があるのではないかと思います。それが1点目です。

それから、2点目ですが、18ページのところで、実施事業企業についても公募の参加資格の有無を確認するということになっておりますが、この点について、海外企業の場合をどう考えるのかというところも確認させていただければと思います。洋上風力の分野だと、海外企業の役割というのも重要になってくると思いますので、実施事業企業となる海外企業は日本に子会社をつくる必要があるのか、海外企業がSPCの株主になることでのいのか、その辺りの明確化をお願いしたいと思います。

最後ですが、25ページ、26ページの構成企業の株式譲渡に関するところについて、基本的には異存はなく、ルールが明確になっていれば予測可能性があるのでいいと思うんですけれども、これも事業実施企業のグループ内での株の動き等をどう考えるのか、評価のときと同じように実態を見て判断するのか、この辺りも明確化していただくとよいのではないかと思います。

以上です。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。まず1点目の撤去の担保方法のところにつきましては、御指摘も踏まえまして、まさに債権、債務がどういう形で発生するのかとかも含めて、少し技術的な部分もあると思いますので、またよく内部でも検討しながら、実態上ワークするような仕組みをこの方針に沿って具体化させていただければと思ってございます。御指摘の点はもっともだと思いますので、法律上の、まさに何が義務で、これをまさに不履行した場合どういうことになるのかといった点も、なるべくはっきり分かるような形でしっかりと位置づけていきたいと思ってございます。

それから、2点目の海外の事業者というところでございますが、御指摘のとおり、当然、

この洋上風力という事業の性質からいたしまして、海外のいろいろな知見を活用していくといったことは重要だと思ってございます。そのため、今日の御説明の中でも申し上げましたとおり、御自身の実績でなくとも、それと同等であればいいというルールにさせていただいておりますし、逆に、一方で、単純に海外のある種実績のある企業の子会社であったとしても、そこにある種の技術力やリソースが張りついていないのであれば、あまり意味もないと思いますので、そういった意味で、人的体制とか、そういうものを見ながらやっていくというふうに、まず全体としてはさせていただいてございます。御質問の点のところで申し上げますと、まず参加資格といった部分につきましては、これは昨年の指針の中でも書かせていただいておりますが、形としては、国内法人に限るといった形のルールとはしたいと思ってございます。同時に、委員から御質問ありましたような形で、海外の企業がＳＰＣに直接出資するような形については、そのＳＰＣそのものが日本の国内法で設立された法人ということであれば、それは問題ないのかなと思ってございますが、いろいろな法的責任等々を踏まえまして、一応、日本国内に法人としての主体があるといったことは原則としつつ、海外の知見そのものはいい形でしっかり取り入れられるような形というふうに考えてございます。

それから、3点目に、グループ内の株の動きといったことも含めまして、なかなかそういう意味ではいろいろなパターンも出てくるので、厳密なルールをここで引き切ることも正直難しいところでございますが、先ほどの株式の譲渡のところについては、基本、なかなか、いろいろなケースを全部書き切ることも難しいところもございますので、25ページに書かせていただいたところを原則としつつ、今おっしゃったようなケースも出されば、個別に、繰り返しになりますが、18条2項の計画の変更といったところの基準と照らして適切か否かということで判断していくというのが今の時点での運用としてはあるかなと思いますし、その中で、やはりこういう抜け穴的なものが出たりとか、逆に、やりたいのに、合理的なのにできないといったようなケースが出てきた場合は、また追加的に本会議にもお諮りしながら、ルールをどんどんつくっていく必要があるのかなと思ってございます。

○桑原委員

ありがとうございます。1点ちょっと確認なのですが、今の話ですと、例えば海外企業の知見を入れてコンソーシアムを組もうというときには、最終的には、日本に子会社を設

けて、その日本の子会社がＳＰＣの株主になる、コンソーシアムのメンバーになるということが必要になるということでしょうか。

○清水新エネルギー課長

まさに事業を実施されている方が日本の法人格を持っていただく必要があるということをございますので、当該会社そのものが、当該海外の企業がございまして、その子会社が事業に参加されるというケースもあれば、その海外の会社が直接ＳＰＣに出資することも、それは問題ないのではないかと思っております。

○桑原委員

例えば、海外の企業がＳＰＣに出資するとして、そのＳＰＣに出資する企業自体は海外だとすると、それが事業実施企業になれるのかという質問なのですが。事業実施企業というのが、公募資格を満たしている必要があるということだとすれば、国内法人でなくてはならないとの理解だったのですが、ＳＰＣの株を持てばいいという御発言もあったので、ちょっと混乱てしまいました。

○清水新エネルギー課長

恐らく、「事業実施企業」という単語で評価するところが若干多義的なところもあるので少し分かりにくいんだと思いますが、基本的には、ＳＰＣの親会社といったところについては、ＳＰＣそのものがある種設立されているか否かというところが、事業者さんによつて、先につくられる場合もあれば、そうじゃない場合もありますので、ケース・バイ・ケースというところでございますので、基本的には公募の段階で日本国内で法人格を持つている方というのが公募の参加資格でございますので、そういう方がまず参加していただくことになります。ただ、そのときに、実績のないＳＰＣという形で公募に参加していただいた場合に、評価の対象として、その親会社である日本外のところについても、その知見を活用しますということで記載いただければ、その部分を評価するということはしていかないと、逆に言うと、ＳＰＣそのものには何ら実績がないので、というような形になろうかと思います。

○桑原委員

そうですね。資料の書き方で、事業実施企業についても公募の参加資格の有無を確認してはどうかということが 18 ページに書いてあるので、これを見ると、今申し上げたように、海外法人は事業実施企業というものになれないのではないか、そうすると結構大変なのではないかと思われますので、要は、公募に参加する主体は日本法人の S P C であり、ただ、そこに出資する海外法人は事業実施企業としても認められるということであれば、そこは明確にしていただいたほうがよろしいのではないかということでございます。

○清水新エネルギー課長

御指摘のとおりでございますので、ちょっと表現の工夫をして、誤解のないようにさせていただきたいと思います。

○牛山座長

それでは、次に清宮委員のほうから。

○清宮委員

清宮ですけれども、質問、いくつか重複してますが、再度、確認の意味で質問させていただきたいと思います。

今回は一応五島ということを対象にしていると思います。港湾の占用料とか使用料も結構具体的に議論することになっていますけれども、多分最初にこの議論をすると、今後かなりそういうものが一つの目安になると考えます。今後の事業者にとって、ここでいう港湾の例えば土地使用料とかそういうものが五島だけを対象とは、指針を読めば、読めるようになっているんでしょうか。

それから、協議会のところで一番最後のところに、協議会で勝手に募集してはいけないという倫理規定があります。事業者としては、事前に例えば漁組だとか海上保安庁だとか、そこを運航している船舶の会社の人に相談したいということは当然あると思って、その情報がないままに応募できないと思います。そうすると、個別に会うのではなく、公の場で会うような形のシステムにして、地元の人と事業者が交渉するということですかね。相談するようなシステムにならないかなというのが、希望です。

それから、3 番目に、株式譲渡の話なんですが、これは私この分野の専門家ではありませんが、文章を読んでいたとき、ちょっと気になったのが、運用開始後 2 分の 1 、その前

は3分の2という数字が出ています。これは譲渡する毎回ごとの数字なのか、最終的には、20年後までその規定かが分かりません。これで、毎回そうだというのであれば、二、三回やっているうちに全部替わってしまうということもあって、本来の趣旨に合わないかと思いました。20年後に会社が存在絶対しているのかというと、それはまた、この世の中ですから、何が起きるか分からないので、こういうルール化を、内規としてはいいんでしょうけれども、表に出たらどうなるのかなどの心配が、3番目の質問です。

それから、4番目の質問は、先ほどから撤去の話がたくさん出てましたが、一応5%保証ということで来ています。浮体だけに限って言えば、今までの浮体の撤去で、私の記憶だと、沖縄の万博の浮体ですとか、いろいろ浮体の撤去の費用を見ていますと、意外と高いという感想です。ここでは着床式70%ということが出ますども、意外と高いという印象を持っていまして、撤去に関しては、今の段階で費用がどうだというのはなかなか判断材料にならないと考えてます。1つは撤去計画みたいのを出していただきたいのと、その撤去計画がもし合わないのであれば、低減する方策を事業者に提案していただいたらどうかなと考えています。20年後なので、今のあれでいくというのはなかなか難しいと思いますので、将来を見詰めた努力のやり方を提示してもらったら良いのではないかと思いました。

以上です。

○松良海洋・環境課長

それでは、私のほうから、1番目と4番目のところにつきまして、まずお答えさせていただきます。

港湾の施設の使用料等につきましては、これはあくまで今回の五島の福江港における長崎県条例に基づく金額をお示ししているということでございますので、公募占用指針の中にもそれは明記いたしますが、あくまで今回の事案についてという意味合いでの表記という位置づけでございます。したがいまして、おののの各プロジェクトに、おののの条例等に基づく料金というのを個別にお示しを今後していく形になるのかなと思っております。

それから、4番目、撤去のほうにつきましては、先生御指摘のとおりでございまして、なかなか金額だけで評価していくということには多分ならないかなと思っております。その費用を出すための積算根拠、算出根拠でありますとか、あるいは撤去に係る様々な工法、

あるいはそれを実際に撤去するときの例えは剪断をどうするとか、気象・海象条件をちゃんと反映しているかどうかとか、あるいは解体後も含めて、トータルでリサイクルをどう判断しているか、そういういったような撤去の方策全体も含めて、金額と方策と総合的に評価するという形にできればしたいなと思っています。それを事業者の方々に、いろいろな御提案も含めて、将来の技術開発も見据えた上での御提案をしていただくというところが非常に重要になってくるのかなと思っていますので、そういういた観点で対応していきたいと思っております。

○清水新エネルギー課長

残りの2点、まず2点目ですかね。地元との接触のところでございますが、これはまさにどういう趣旨かというと、公平性・透明性・競争性を阻害しないというところでございまして、御指摘のように、その事業をつくっていく中で御地元から話を聞きたいという部分、いろいろと出てくる可能性はもちろんあると思うんですが、まさに先生も御指摘、お話をございましたとおり、それが実際どういう中身なのかというところで、非常に公平性みたいなところもまた疑念も出てくるということで、入札のプロセスの中で、当然、その他のいわゆる公共調達とかと同様に、そのプロセスの中での説明会とかやっていきたいと思いますが、その中で具体的にいろいろな御質問とか御要望とかがあれば、必要に応じて間にあってやっていくという場合、それで、さらには何か御地元との対話の場を公に持ちたいというような御希望も強く出てくるようであれば、そういういた場を開催する必要な有無も含めて、間にあって、そこについては公平性を担保しつつ、よりよい事業計画をつくっていくような仕組みづくりというのは検討していきたいと思います。

それから、25ページ目の株式譲渡のところの数字のところでございますが、ちょっと私の説明が不十分だったかもしれません、毎回というよりも、その譲渡がされた後の時点としてどういう割合になっているのかということを、すみません、質問の趣旨と違ったら申し訳ないんですが。ですので、運転開始前については、どの時点でも3分の2未満となってしまわないような状態を維持してもらうということでございまして、運転開始後については2分の1以下とならないような状態を維持してもらうということで、そのトリガーとなるような譲渡等については、これはだめですよと、そういう趣旨でございます。

そういう意味で、1回目のときに例えは100%だったものが80%になりまして、それが今度60%になって、45%になるんだとしたら、その60から45になるところが

例えばだめですよと、そういう趣旨でございます。

ですので、その場合について、事業をやっている期間については、この事業実施企業というところが運転開始後のところについては、10年後、20年後であっても、基本的にはそれは2分の1以上はちゃんと維持してくださいと、そういうことだと御理解いただければと思います。

○牛山座長

それでは、今度はスカイプで御参加の大串委員のほうからお願ひいたします。

○大串委員

もしもし、大丈夫でしょうか。

○清水新エネルギー課長

はい、大丈夫です。

○大串委員

はい。じゃ、これから発言いたします。4点あります。

1点目が、11号の港湾利用についてなんですかとも、今回の事例では騒音のみについて言及されているようなんですが、例えば土壤汚染など、さび止め剤なども使われるでしょうから、そういう環境保全全般に対して港湾利用の留意といいましょうか、原状復帰の明記をお願いできないかということが1点です。

2点目が、12号の撤去に関してなんですかとも、残置物の撤去確認の体制や方法について、事前に取り決めるのか、もしくは評価基準に入れたりなどしないのかということをお聞きできたらありがとうございます。

3点目が、資料19ページの企業の評価方法なんですかとも、2.1万キロワット以上の浮体式発電実績があるかどうかというところの次に、いきなり着床式の発電実績が来ているんですけれども、2.1万キロワットの発電実績に満たなくても、浮体式の発電実績があれば評価するということにはならないのか。もしかしたら2.1万キロワット以上というところの技術的乖離があるのかなということも思いましたので、これは御教示いただければありがとうございます。

最後、4点目なんすけれども、構成企業の変更につきまして、イギリスの基準が非常に明快ですので、日本も、どこが最終的に判断して許可なり等を出すのかということを明示してはどうかということをお聞きしたいと思います。

以上、お願ひします。

○松良海洋・環境課長

港湾局の松良でございます。最初の2点につきましてお答え申し上げます。

まず、一番最初に御指摘いただきました港湾環境の関係、土壤汚染の関係でございます。御指摘のとおりだと思いますので、これは占用指針の中でしっかりと位置づけていきたいと思います。

2点目でございます。撤去の確認体制でございますけれども、御指摘のとおり、実際に本当にきちんと撤去されているかどうかというのを確認していく必要があると思っております。公募占用指針の中におきましては、例えば目視であったり、あるいはカメラの撮影であったり、そういったような方法でしっかりと撤去状況を確認して報告するといったようなことを指針の中に明記していきたいと考えております。

以上でございます。

○清水新エネルギー課長

経済産業省、清水でございますが、3点目と4点目について御説明させていただきます。

3点目、ページ、19ページ目のところの評価の基準のところでございますが、先生御指摘のとおり、少し言葉足らずになってございます。恐縮でございます。「2.1万kWの浮体式洋上風力であるため、同規模以上の浮体式洋上風力の実績があれば最も高く評価。その実績がなければ」のところの後に多分、同規模以下の浮体式洋上風力での実績ですか、風車についての着床式や陸上等の浮体式以外の風車、それから、その他の浮体式構造物の実績といったようなことについて相対的に評価していくというようなことになるかと理解してございます。

それから、4点目に株式譲渡のところでございますが、今御指摘ございましたとおり、下のところに参考で書かせていただきましたが、イギリスにおいてはCrown Estateの同意が必要となってございます。こちらも説明が言葉足らずで恐縮でございますが、2つ目のボツのところ、18条2項において、公募占用計画の変更といったところで、具体的に日

本の場合はそこで、この変更を認めるか認めないかといったところで担保していくという仕組みでございまして、この公募占用計画の変更といったところは、経済産業大臣、国土交通大臣が変更していくということになってございます。

以上でございます。

○大串委員

ありがとうございました。了解しました。

○牛山座長

どうもありがとうございます。

それでは、石原先生、お願いいいたします。

○石原委員

石原ですが、3点ほど、質問というか、コメントさせていただきたいと思いますが、1番目は、7ページですが、「選定の日から8年を上限に公募の参加者が公募占用計画において」、先ほど議論されたことですが、8年間というのは、私の理解では、30年間というトータルの時間で、撤去の時間2年で、最初の調査期間8年、間は20年間というのが、最も一般的な考えとしてはそれでよろしいかと思いますが、一方、日本の海上風力においては、欧州に比べると20年遅れています。もしこのままで、最大の8年で調査をやると、2028年までには海上ウインドファームが完成しない。もちろん早くやるほうが奨励するということだと思いますが、そういう意味では案件によって、この時間をなるべく短く設定していただきたいと思います。台湾の案件でいいますと、実際、2015年、台湾電力、日本政府、NEDOはプロジェクトで一緒にやってきました。具体的に言うと、入札から、その後、発注して建設まで3年間で一応完成する。その前に3年間の調査期間はもちろんありますが。そういう意味では、6年間あれば、一応10万kWの海上ウインドファーム、今年の12月31日、運転する予定ですが、ウインドファームの規模によって、あるいは国がどう考えているかによって、この時間が、短縮できるものは短縮して指定すべきではないかということです。もちろん大規模になると、この8年間というのは別にそんなにおかしくないと思っています。妥当だと思いますが、規模によって、あるいは国の方針によって、特に最初の案件ですから、なるべく早くできるようにしたほうが日本のこと

れからの洋上風力にも貢献すると思っています。それが1点目です。

2点目は、これはちょっと信頼性の話に關係ありますと、ページでいうと21ページですが、今回の資料、その辺はきちんと書かれていますと、風力の安定供給の觀点からいふと、故障とか、あるいは事故が起こった場合、部品はどうやって調達するかということがいろいろと書かれていますが、基本的に、過去のNEDOの調査によりますと、日本国内に部品製造できる場合は非常に短く、場合によって、物によって3日とか、長くても2週間とかができるんですが、これが海外になると3カ月かかったりとか、非常に長く停止して、利用可能率を非常に下げるというか、維持管理費、コストを上げるという要因になっていますので、そういう意味では、ここに、どこで製造・管理というのは、国内、海外、どっちなのかというのをもうちょっと明確に分けて、なるべく国内で供給できるような体制をつくっていくことが重要ではないかと考えています。海外の場合も、企業が撤退すると、部品入手できなくなったりします。契約という觀点からいふと、長期的に部品を供給する体制がちゃんとできているかどうかといった觀点も見ていく必要があるのではないかと思っています。

最後ですが、これは23ページですが、今回、一般海域の使用料というのは平方100円と書かれているんですが、これは今回長崎県の値段ですが、これが全国一律になるか、海域によって5倍になったりとか、すごく高くなったりとか、そういうことはあるのかというのが質問ですが、あくまで個人的な希望というか、こういうことがもし本当に可能であれば、一律に一般海域の使用料を決めるとか、あるいはここで既に書かれている、占用料あるいは土砂採取料を減額するということが書かれていますが、この減額というのはどこまで減額するかというのは分からないので、例えば上限価格をこのぐらいにするとか、一律にできなければ、何らかの目安を示していただければ、事業者が洋上風力を計画するとき、少し分かりやすくなるのかなと思っています。

以上です。

○牛山座長

ありがとうございます。

○清水新エネルギー課長

まず1点目の点でございますが、7ページ目の「調達価格等算定委員会の意見聴取結果」

というところの下から2段目のところ、調達期間20年のところのただし書のところでございますが、こちらは、すみません、この資料が言葉足らずで恐縮でございますが、まず、こちらの部分の8年というところですが、これはまず8年を上限に事業者自身が定めていただくという仕組みにしてございます。これは調達価格等算定委員会でも議論がございましたが、これから公募するという中で、公募で選ばれた事業者さんによっては、例えば環境アセスの進み具合というのは事業者さんによって異なりますので、なかなか一律で今の時点での決めるのが困難ということで、こういう形にしてございます。一方で、今石原先生御指摘のとおり、我々も同じ思いで、一日も早く風車が建つということで、重要だとは思ってございます。ですので、こちらの部分について、事業者ごとに8年以内で決めていただくんですが、決めていただいた数字に基づいて、その迅速性とか、ただ、それがあまりにまた無理な日程でも、それは事業実現性ということがございますので、そういう形で迅速的に建ち上げるということであれば、これはしっかりと評価していこうということも同時に決めてございます。その部分の記載がないので、非常に、これだと遅くなってしまうんじゃないかなという御指摘だと思いますが、そういう意味で、早くやるインセンティブも与えつつ、8年を過ぎた場合にはカウントダウンが始まりますというような形にさせていただいているところでございます。将来的には、まさにこの部分がよりも少し早くなっていくことというのはあり得るかと思いますが、今の状況の中では、アセス等も踏まえて、一旦こういう形でさせていただきたいなと思いますが、御趣旨としてはよく理解しているところでございます。

それから、2点目の点についても御指摘のとおりでございまして、こちらは御意見として承っておきたいと思います。

それから、3点目については松良海洋・環境課長のほうからお願ひいたします。

○松良海洋・環境課長

港湾局の松良でございます。

今回の一般海域における洋上風力発電の占用料につきましては、公共、公的な土地上の占用物に対する占用料ということでございますので、基本的にはその周辺の土地の価格を参考にしながら決める形で、施行規則の中でも「近傍類地の地代」となってございます。これを全国一律で決めるかどうかというところは、いろいろな議論があると思います。周辺地価が高いところ、安いところ、当然いろいろな価格も違つてまいりますので、そ

いったものを総合的に判断するということであれば、やはり近傍類地の地代という考え方でいうと、個別に決めざるを得ないのかなというところもございますが、先生が御指摘されましたように、公益上特に必要と認める場合は、特に減額もできるということありますので、そういう観点も含めて、個別に算定していく形になるのかなと思っております。事業者の方々には、今回、五島の例で具体的に占用料が幾らかというのをお示しできる形になりますので、他のプロジェクトにおきましても今回の決め方を参考にしていただければ、この次のプロジェクトがおおよそどれくらいの占用料になるかという、ある程度推測の根拠としてお使いいただけるのではないかなと思っているところでございます。

○石原委員

ありがとうございます。清水新エネルギー課長の御回答、よく理解しました。

最後のこの占用料については、「国土交通大臣は、公益上特に必要があると認めるとき」というのは、洋上風力というのは、そもそも洋上風力というのは公益性があるからFITでやっています。この言葉が法律に書いていて、ここではもう洋上風力の公益性が認められています。だから、私は、この減額は、何らかのルール化をしたいですね。減額するのであれば、もっと見込みできるというか、例えば上限価格というのはこのぐらいにするとか、これからいろいろ出てくると思います。なるべく早くこういったことを議論して、洋上風力ですから、一応Feed-in Tariffでやっている以上、公益性があるという前提で議論していただければありがたいです。

○松良海洋・環境課長

分かりました。どういった形で「公益上」なのかという観点も含めて、減額もどうしていくのかを含めて、これからしっかりと整理していきたいと思います。

○石原委員

お願いします。

○牛山座長

それでは次に、またスカイプのほうで、加藤委員のほうからお願いしたいと思います。

○加藤委員

ありがとうございます。聞こえていますでしょうか。

○牛山座長

はい。

○加藤委員

2点コメントさせていただきます。

1点目は、先ほど大串委員からもありましたが、9ページ目の第11号に関わるコメントです。港湾の周辺区域の環境の良好な形成に配慮するとありましたが、恐らく港湾区域にトラック等が出入りしたりして、通行車両により沿道の安全性が低下したり市内で渋滞が起こったりすることも起こり得ると思います。いわゆる港湾区域もしくは港湾周辺地域以外で起こる環境に対する負荷はどう配慮されるかについて教えていただきたい。これが1つのコメントです。

それから、2つ目は、恐らく16号のその他というところに該当するコメントです。今回は本邦初の案件ということを考えると、今後、同様の事例が出てくるときのレッスンがうまくまとめられることが望ましいと考えます。そのときに、事業者等が行った努力や、そこで得た知見をうまく共有できるよう協力をお願いするというのも要件として加えていいのではないかでしょうか。関連してもし考えておられることがあれば教えていただければと思います。

以上です。

○松良海洋・環境課長

港湾局の松良でございます。

1点目の御指摘の点でございますけれども、御指摘のとおりに、今回の資料の中には「港湾周辺地域」としか書いておりませんが、洋上風力発電事業、陸上部の港湾エリア内で工事等発生する場合に様々な環境への影響が出てくるということは御指摘のとおりだと思っております。したがいまして、必ずしも、港湾エリア内以外のところも含めた、御指摘の例えば渋滞であったりとかといったような影響についても、しっかりと事業者さんのはうから例えば対策等について御提案していただくということも評価の一つという形ではあり

得るのではないかなどと考えているところでございます。

以上でございます。

○加藤委員

ありがとうございます。了解しました。

○清水新エネルギー課長

あと2点目のところについては、御指摘のとおりでございまして、ここでの知見をまた次に生かしていくといったことはしっかりとやっていきたいと思います。例えば、これは御地元との関係ですが、先ほどの、この資料の5ページ目のところにございますが、「協議会の意見とりまとめ」といったところの中でも、最初の全体理念といったところで、「選定事業者は、地元との共存共栄の理念について理解し——地方創生にも資する発電事業の実施に努める」といったところも含め、全てのものについて、まさに一緒にやっていくということが大前提の仕組みになってございます。そういう中で、国としてもしっかりと選定された事業者さん等からいろいろな形で情報も提供いただきながら、今後のレッスンをちゃんと引き出せるような形の体系を構築していきたいと思ってございます。

○加藤委員

ありがとうございます。心配しているのは、あくまでも民間企業の活動なので、情報共有できないものはできないとあっさり言われることが起こり得るのではないかという点です。今回は初めての事例もあるということで、ぜひとも今後の同種事業の発展に向けて協力をお願いしたいということをあらかじめ言っておくことが大事だと思いました。特に追加のコメントに対する反応は不要です。

○牛山座長

ありがとうございます。

それでは、中原委員。

○中原委員

ありがとうございます。大きく分けて2つ、コメントを申し上げたいと思います。

まず最初は5ページ目でございます。参考として、とりわけ下半分で、五島における協議会の意見取りまとめの概要というのが紹介されています。これを見ますと、黒で（1）から（7）まで、左右の2欄に分かれています。それぞれの項目のほとんど全ての文章でちゃんと主語が入っています。つまり、例えば（1）、全体理念のところだと、「選定事業者は」、「選定事業者は」、「協議会は」で、右側の欄も全部そうなっているんですが、（2）の2番目のレ点のところだけ主語がありません。ここで書かれているのは、「地域や漁業との協調等のための基金を五島市と協議の上、設立すること。基金の運用に当たっては、透明性を確保する」、こうなっています。これ全体を紹介するとなると、横並びで、「選定事業者は、五島市と協議の上、地域や漁業との協調等のための基金を設立すること」というふうに、誰がやるのかということをはっきり明示したほうがよりよろしいんじゃないだろうかという感想を持ちました。第2セントンスの「基金の運用に当たっては、透明性を確保する」、これは多分基金の運用主体がそうすべきだと、そう努力すべきだという意味だと思いますので、そこら辺が分かるようにしたらいいのではないだろうかと思った次第であります。これに関連しまして、14ページ目に、上半分に同じく意見取りまとめの内容の紹介をした部分があります。例えば、最初の黒ポツの2行目でしょうか。ページ5ではこう、ページ23ではこう、となっております。運用指針を出すに当たりまして、これは、引用、紹介ですので、参考資料とか別紙でもいいですから、原文を添付していただいたほうが良いと思います。多分そう考えていらっしゃるんじゃないかと思いますが、原文ではこう書かれているということと、概要版はエネ庁さんならエネ庁さんなりが作られたものであって、あくまで原文はやはりちゃんと示したほうがいいのではないだろうかと思います。これは前例になると思いますので、これからほかの地域でこういった取りまとめが出た場合に、要点は紹介されるにしても、原文がどうなっているんだというのを積み重ねていけば、後の地域になればなるほど、ああ、あそここの原文はこう、ここの原文はこうというのがちゃんと分かるのではないだろうか、こんなふうに思った次第です。これが1つです。

2つ目はサプライチェーンに関係することでございます。14ページ目と15ページ目に、表の中にサプライチェーンのことが触れられています。これはたしか、前回、私も発言させていただいたと思います。まとめとしては、21ページ目でしょうか。ここで、サプライチェーン計画についてと、評価の基準ということで書かれています。非常によく書かれていると思うんですが、下のほうの黒丸で、「サプライチェーンとして扱う範囲」とい

うところで、ハードに関するものとソフトに関するものというふうに書かれております。これはまさしくこのとおりだと思うんですが、サプライチェーンといいますと、機器や装置や部品等のハードのサプライということにどうしてもなりがちで、あちこちでいろいろなプレゼンなんか聞きますと、ナセルが部品が何点だから、これの供給云々ということにどうしてもなりがちです。実は我が国の海上風力発電関連産業の振興を考えると、それも大事なんですけれども、同時にソフトに関するサプライチェーンというところも重要ではないかということを考えると、21ページ目の下のほうのソフトに係るサプライチェーン、もうちょっと膨らませて書いていただきたいなという気がしております。例えば部品等のハードのほうのサプライチェーンを実際に円滑に供給できるような物流体制とかロジの体制、輸送とかストックヤードとか、その体制の確保であるとか、それから、原田委員がおっしゃられたでしょうか、金融の関係もそうかもしれません。それからもう一つ、多分非常に重要だと思うのは、メンテナンス関係です。20年間事業をやられるとして、メンテナンスをちゃんと担保できるような人間の確保、人員の確保、これは多分すごく課題になっていると思うんですが、これについてもちゃんとした手当てをすると。できれば、外国人に頼らなきやいけない部分も、最初はそうかもしれないけれども、その後、国内の人間でちゃんとできるような人材の育成の観点とか、そういうところまできちんと事業者は考えると。このようなことまで、書き方をどうするかは別として、そんなことも配慮したらしいのではないだろうかということを考えた次第です。

以上、2点です。

○清水新エネルギー課長

すみません。1点目の点でございますが、まず、すみません、御指摘のとおり、参考資料として、ちゃんと原文を本日かけるべきでございました。そこは事務局のほうのミスでして、本当に申し訳ございません。それで、協議会の、まさにそういう意味では、参考があれば本当に一目瞭然ではあったんですが、概要しかないので誤解を与えたかもしませんが、6ページ目のところの長崎県の取りまとめ、こちらは協議会そのものも公開しておりますので、これはもう委員もご存じだと思いますが、既に中身としては公表もされておりますし、ホームページ上で今でも確認可能ななものでございます。この部分、まさに取りまとめの我々の事務的な文言の修正等の中でこうなっただけでございますが、まさに御指摘のところも、原文では主語は「選定事業者は」という形になってございます。そういう

った意味で、今後もしこの概要を使う場合にも、しっかりとそこは修正しつつ、会議の運営に当たっても、今後ちゃんと原文等も掲載するようにしたいと思います。申し訳ございませんでした。

それから、2点目の点、サプライチェーン計画のところについても、御指摘の点、大変重要だと我々も認識しておりますので、今後、公募占用指針、本日御議論いただいたものを踏まえて記載するときに、今御指摘いただいたような点についても少し深掘りした形で、事業者の方にとって参考になるような形で記載したいと思います。

ありがとうございます。

○中原委員

ありがとうございます。

○牛山座長

よろしゅうございますか。では、原田委員どうぞ。

○原田委員

再度、申し訳ありません。お時間があるようであれば、ちょっと1点だけ確認させていただきたいんですけども、17ページと19ページの評価の基準についてのところの確認でございますが、17ページの事業の確実な実施、実績の30点のところ、こちら、トップランナーのところは「極めて適切な——（国内の実績に限る）30点」というのがあるかと思うんですけども、19ページで、「過去の実績として評価するもの」というところでございますが、御承知のように、我が国で本格的な海上風力というのはまだあまりない、ほとんどないという中において、この国内の実績というのは、「海洋土木工事については」と1ポツの下に書いておりますけれども、評価の基準が、風車の設置、海洋土木工事、風力発電事業の運営、この3つのうちどれかでも国内の実績があれば、例えば海洋土木工事においてコンソーシアムの構成員に国内の実績があれば、可能性としてはこのトップランナーの30点になり得るという理解でよろしいのかどうかという確認でございます。

○清水新エネルギー課長

基本的にはそれぞれの3つの点、それぞれについて、この19ページのところにありま

す1ポツ、2ポツ、3ポツといったところで、まさに国内の実績といったことがあることがトップランナーの条件なのかなと思ってございまして、具体的に言うと、その意味では、今回まさにコンペティションの中でトップランナーになるということについては、これはかなり限定的なのかなと正直思ってございますが、徐々に、そういう意味で、先ほどの冒頭の委員の御質問のとおりですが、ある種、今後も含めた一般原則としてここは書かせていただいている、今後実績が積まれると、ここのトップランナーのところに該当する方も出てくるのかなと理解してございます。

○桑原委員

すみません、これも1点、最後、確認させていただきたいのですが、5ページの五島市沖のところの協議会の意見取りまとめを拝見しますと、「協議会の意見を尊重して事業を行う」とあります。また、先ほども御指摘があったような基金の設立の話が出てきますが、入札に参加する事業者としては、当然のことながら、これらの意味するところがどういうことなのかを確認したいということになろうかと思います。24ページのところで、協議会等において、公平性・公正性・透明性を確保しながらの接触はいいということが書かれていますが、むしろ積極的に協議会主催で各入札参加者に対する面談の機会を設定するというようなこともお考えいただければと思います。こういうことは今後検討されていくということだと思いますし、特に排除されていないということを念のため確認できればと思います。

○清水新エネルギー課長

御指摘のとおりでございまして、これは御地元もございますので、長崎県や五島市とともに相談しながら、委員御指摘のとおり、なるべくそういう形で、情報が公平、透明な形でしっかりと伝わるような仕組みを考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○牛山座長

それでは、最後に來生委員長から、これまでの議論につきましてコメントいただければと思います。スカイプのほうでお願いします。

○來生委員長

來生でございます。聞こえていますか。

○牛山座長

はい、聞こえています。

○來生委員長

私、中身は、そもそもうまくまとまっているし、それに今日の皆さんの意見をうまく入れていただければ、それで結構だと思うんですけども、ビデオ参加した人間として感じたことをちょっと。同じようにビデオで参加している人の音声は非常にクリアに聞こえるんです。ただ、会場の中で回しながら使っているマイクの音声というのが非常に、場所にもよるんですかね。ハウリングというか、断絶したりして、非常に聞きにくい。特に清宮先生の御発言は、たまたま私のハードのせいかもしれませんけれども、非常に、ほとんどフォローするのが難しいような音声状態でした。そういうこともあって、やはりこういうウェブで参加するということを前提にしたときに、全ての人が我々のようなウェブ参加者と同じような形で、それぞれのマイクがあって発言できるということになると、少なくともほかのウェブ参加者の発言は非常にクリアに聞こえたので、そこは、これからこういう形式がしばらく続くとすれば御工夫いただければということで、非常に形式的なところで申し訳ありませんけれども、以上でございます。

○牛山座長

ありがとうございます。

○清水新エネルギー課長

先生、大変申し訳ございませんでした。御指摘のとおり、今後も続く可能性も高いと思いますので、事務局として、今回の原因もよく究明しながら、今後につなげていきたいと思います。念のためですが、こちらのほうの会場はそれぞれの席ごとに個別に全部マイクを置くという形で今回運営させていただきまして、ひょっとしたら清宮先生のところのマイクの調子の問題なのかも分かりませんが、そこも含めてしっかり原因究明いたしまして、審議に支障のないような形をしっかりと構築していきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○清宮委員

先生、清宮ですけれども、聞こえますでしょうか。

○來生委員長

今のは大変よく聞こえました。先ほどの——いや、たまたま私のハードのせいかもしませんけれども、清宮先生のところのが、ほかの方に比べると、非常に断絶的になっていたということでございます。すみません。

○牛山座長

ほかにスカイプで参加された方はいかがでございましたでしょうか。

○大串委員

大串です。

やはり清宮先生のだけ、ちょっと聞こえにくかったです。

○牛山座長

じゃ、そのときだけですね。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。申し訳ございませんでした。今後の事務運営の反省に生かしたいと思います。恐縮でございます。

○牛山座長

それでは、大変ありがとうございます。今日はコロナウイルスの関係もありまして、今までにないやり方で、スカイプで参加というような形もあったんですけども、今日、皆さんから大変貴重な御意見を頂きまして、質問だけでなく、非常に有益なコメントがあって、そして、この占用指針がきちんとリファインされる形になってくるなどまず感じました。

最初の促進区域ですね。それと一体的に利用される、これは福江港なんですか?

特に、いわゆる大津埠頭でしょうか。そこは基本的には、これはあくまでも、いわゆるこのエリアについての占用料であるとか、そういうものでございますので、これ、はつきり言いますと、洋上風力としては規模も2.1万kWで小さいですし、それから、いきなり一一普通はヨーロッパは先行してみんな着床でやっているわけですから、日本では初めてやるのが浮体ということで、規模も小さいということですので、これを一般化してというのはなかなか難しい部分もあるんですけども、いずれにしても、モデルになるものだと思いますので、これをベースにして、よりよい占用指針がつくられていいなと思っております。

港湾の活用についてのいわゆる留意事項などにつきましては、ほぼ事務局案どおりということになったんですが、誤解を招くようなところがちょっとあったように感じました。ですから、その辺はリファインしていただきたいと思います。

それから、撤去について、皆さん、たくさん意見が出たんですけども、この撤去もヨーロッパでは、着床ですけれども、その撤去そのものはまだほとんどないですし、浮体と着床ですと技術的にも異なってくるということで、ここでいわゆる金融機関の保証状云々とか、日本あまり使われていないエスクローですか。こういうことも出ているんですけども、いずれにしても、今、ここでは最低限、資本費の5%云々というものがありまして、ただ、清宮先生がおっしゃるように、多分20年の間に技術的な進歩で物すごく大きく変わると思うんです。それから、いい知見も入ってくると思いますので、これにつきましては、いわゆるきちんと日本に適したやり方で、これも海域によって違うのではないかという気もしますけれども、技術の進展に伴って、海域に伴って、これがベストだ、これが一番安いコストでできるというやり方が多分提案されてくるのではないか、そんなふうに思いました。

保証の開始の時期も、発電事業を開始する日からということで、これもできるだけ早くというのが先生からありましたけれども、そういうことで、これが早く決まって、より早くスタートできればいいなと思っております。

それから、評価基準につきましてもたくさんいろいろな意見が出ましたんですけども、やはり日本では実績がまだありませんので、多分最初はジョイントベンチャーのような形でSPCをつくることになると思うんですけども、では、そのときの公募の参加の資格がどうであるかというようなことについても、間違いないのように、誤解のないような形できちんと明文化して、もちろん明文化されているんですけども、その

辺のところの、先ほどの中原委員のように、主語・述語、語学の専門家でもございますので、より明確にということなんですが、これを誰が見ても分かるように、そして使いやすいような形でまとめていただければと思います。

いずれにしても、基本的には事務局案どおりにまとまったということになろうかと思います。ただ、今日は非常に、いわゆる書きぶりについてのコメントがたくさんありますと、これはぜひ反映していただきたいなと思います。

今後は、取りまとめられました、今の御意見を賜った、これを踏まえて、経産省と国交省のほうで再エネ海域利用法に基づく公募占用指針の案を作成しまして、パブコメ等を実施するという形になってこようかと思います。

そんなことで、今日は従来と違った形の委員会ということになったわけですけれども、以上をもちまして、本日の合同会議、閉会としたいと思います。本日は御多忙のところ、御熱心に御議論賜りまして、誠にありがとうございました。

——了——